資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億二千二百五十万四千円、資本準備金の額を三十五億二千二百五十万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一二三頁（号外第七十二号）

令和八年三月二十六日

東京都千代田区神田和泉町一番地一三―一二ファベルハウス四Ｆ

ＭＷＴホールディングス株式会社

代表取締役　黄　朝豊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億三百八十四万九千七百三十円、資本準備金の額を二十五億八千七百三十二万三千九百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

スパイダープラス株式会社

代表取締役　伊藤　謙自

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

埼玉県志木市上宗岡一丁目六番四六号

株式会社ホープ印刷

代表取締役　古田　征也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

千葉市美浜区新港二一九番地八

株式会社豊洋

代表取締役　鈴木　武徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号

株式会社ホーミング・ライフ

代表取締役　中島　昌昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

東京都新宿区西新宿三丁目五番三号西新宿ダイヤモンドパレス二一一号室

株式会社ホーミング管理サービス

代表取締役　中島　昌昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十六日

大阪市西区北堀江一丁目一二番一〇号

山田産業株式会社

代表取締役　小西　昌代

投資主総会開催公告

令和八年五月二十七日に投資主総会を開催いたします。基準日である令和八年二月二十八日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使すべき投資主といたします。

令和八年三月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

日本オープンエンド不動産投資法人

執行役員　高橋　準

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億三七五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://snmn.jp/koukoku/tmk_lcjinzai/

令和八年三月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社ＬＣＪ印西

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二〇九頁（号外第二一七号）

令和八年三月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年三月二十六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

取消公告

令和八年三月六日掲載の長野地方裁判所伊那支部に係る令和七年（再イ）第一三号小規模個人再生による書面決議に付する決定は取消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年二月二十七日（号外第四十号）公布総務省・外務省令第二号（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令）				
（印刷誤り）				
三五	一〇	一三	〜	行頭をそれぞれ半字上げる。
〃	一〇	一三	〜	行末をそれぞれ半字下げる。
令和八年三月十二日（号外第五十一号）厚生労働省告示第八十六号（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。				